

滝頭公園駐車場 混雑予想

滝頭公園内特設コースにおいて田原市中学校駅伝大会が開催されます。駐車場、遊歩道もコースの一部となっており、駐車場の混雑が予想されます。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

▼日時 10月18日(土)午前9時～正午ごろ(天候不良時の予備日は翌日)

▼学校教育課

☎23局3679 FAX22局3811

縦覧

INSPECTION FOR PUBLIC

愛知海区漁業調整委員会委員選挙人名簿

平成26年9月1日現在で調製された愛知海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧を行います。

▼縦覧期間 10月20日(月)～11月3日(月・祝) ▼縦覧時間 午前8時30分～午後5時 ▼縦覧場所 選挙管理委員会(市役所南庁舎3階総務課)

▼選挙管理委員会(総務課内)

☎23局3506 FAX23局0180

税

TAX

軽自動車税の税率を改正(平成27年度から)

平成26年3月31日に地方税法が一部改正されたことに伴い、田原市税条例を一部改正しました。国および地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、平成27年度からの軽自動車

バイクや小型特殊車両の税率

車両区分	税率(年額)		
	平成26年度まで	平成27年度から	
原動機付自転車	50cc以下(白色ナンバー)	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下(黄色ナンバー)	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下(桃色ナンバー)	1,600円	2,400円
	ミニカー(空色ナンバー)	2,500円	3,700円
軽二輪	(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円
小型二輪	(250cc超)	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用(緑色ナンバー)	1,600円	2,400円
	フォークリフトなど(緑色ナンバー)	4,700円	5,900円

軽四輪などの車両(新規登録した日で税率が異なります)

- 軽四輪車などは、平成27年4月1日以降に新規登録する車両から新税率が適用されます。
- 平成27年3月31日までに新規登録した車両は、登録後13年まで、現行税率のままです。
- 新規登録とは、その車両が初めて車両番号の指定を受けることをいいます。

車両区分	税率(年額)				
	平成27年3月31日までの新規登録(現行税率)	平成27年4月1日以後の新規登録(平成28年度から)	新規登録後13年超(経年重課)		
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
軽自動車(四輪)	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

税の税率が表のとおり変わります。
◆廃車手続はお済みですか
 軽自動車税は、毎年4月1日現在

※最初の新規登録から13年を経過した軽四輪車などは、平成28年度から左の表の経年重課の税率が適用されます。(例えば平成28年度に適用となるのは、最初の新規登録年月が平成14年12月以前の車両)
 ※経年重課は、電気軽自動車・天然ガス軽自動車などは対象となりません。

の所有(登録)者に年額課税されます。

そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をしても、その年度分の税金を納めていただくことになります(月割り課税の制度はありません)。

届出がお済でない方は速やかに手続をしてください。

▼税務課

☎23局3510 FAX23局0180

法人市民税の各種届出

市内で法人などの新規設立や、事務所・事業所の新規開設をした場合は、速やかに登記簿謄(抄)本(写し)と定款(写し)を添えて、法人設立(変更)等申告書を提出してください。

また、「商号」「所在地」「代表者」「資本金額」「決算期」などに変更があった場合や「法人の解散」「事業所の閉鎖」などをした場合も、その都度、変更届出書を提出してください。「エルタックス」を利用しての届出も可

※法人設立(変更)等申告書は、市ホームページでダウンロード可

▼税務課

☎23局3509 FAX23局0180

http://www.city.tahara.aichi.jp/